

次期 5 年間（R4～R8）で実施する具体的な取り組み（案）

【資料4】

具体的な取組の柱 事 項 具体的な取組	主な取組内容
（1）円滑かつ迅速な避難のための取組	
①情報伝達、避難計画等に関する事項	
洪水時における河川管理者からの情報提供等（ホットラインの構築）	・2017年6月から石川、西除川、東除川のホットラインを実施中。 ・ホットライン連絡体制の確認を継続して実施し、必要に応じ実施要領を改定する ・その他、水位設定している河川について、引き続きホットラインの構築を目指す
土砂災害警戒情報の提供（ホットラインの構築）	ホットライン連絡体制の確認を継続して実施し、必要に応じ実施要領を改定する。
避難情報発令の対象区域、判断基準等の確認（水害対応タイムライン）【広域】	【タイムラインの活用】 タイムラインを風水害時や訓練等で運用し明らかになった課題等を踏まえ、必要に応じ避難指示の発令基準やタイムラインの見直しや改定を行う仕組みを構築する。
避難情報発令の対象区域、判断基準等の確認（水害対応タイムライン）【市町村域】	【避難情報発令型タイムラインの作成】 ・石川、西除川、東除川のタイムラインを'実際に運用を行い順次改善をしていく ・その他、水位設定している河川について、引き続きタイムラインの構築を目指す
	【タイムラインの活用】 風水害訓練等を実施し、必要に応じて避難情報の発令基準やタイムラインの見直し等を'実際の運用や訓練を通じ順次改善をしていく
避難情報発令の対象区域、判断基準等の確認（水害対応タイムライン）【コミュニティ】	【タイムラインの作成】 ・水害リスクの高い地域（コミュニティ）単位でのタイムラインの検討、作成を行う ・各市町村のHPでPRをしていく。また、モデル地区の情報共有を行う。
	【タイムラインの活用】 モデル地区による作成が完了次第実施をしていく
避難情報発令の対象区域、判断基準等の確認（土砂災害タイムライン）【市町村域】	【タイムラインの活用】 ・土砂災害対応タイムラインも活用した避難訓練等を実施し、必要に応じて避難情報の発令基準やタイムラインの見直し等を検討する ・先行している市町の事例を紹介することで、他市町村への浸透を図る
避難情報発令の対象区域、判断基準等の確認（土砂災害対応タイムライン）【コミュニティ】	【タイムラインの作成】 ・土砂災害警戒区域や土砂災害警戒危険区域に含まれる地域（コミュニティ）単位でのタイムラインの検討、作成を行う ・先行している市町の事例を紹介することで、他市町村への浸透を図る
	【タイムラインの活用】 ・地域（コミュニティ）単位のタイムラインに基づく実災害や避難訓練等を検討し、実施する ・先行している市町の事例を紹介することで、他市町村への浸透を図る
水害危険性の周知促進	【水位周知河川の拡大】 想定最大規模を対象とした浸水想定区域図を踏まえて検討予定
ICTを活用した洪水情報、土砂災害情報の提供	【情報提供の拡大】 今後も、防災情報の用語や表現内容の見直しを行っていく
隣接市町村における避難場所の設定（広域避難体制の構築）等	災害リスク情報を踏まえて避難場所及び避難経路を検討し、隣接市町村への広域避難が必要となる場合は、協議会の場等を活用して、隣接市町村における避難場所の設定や災害時の連絡体制等について今後も連携を図っていく

次期 5 年間（R4～R8）で実施する具体的な取り組み（案）

【資料4】

具体的な取組の柱		主な取組内容
事 項		
具体的な取組		
要配慮者利用施設における避難計画の作成及び避難訓練の実施（水害・土砂災害）		【避難確保計画の策定】 ・未達成の市町村へのフォロー及び新たに建設される要配慮者施設への提出を引き続き促していく ・施設管理者等が新たに避難確保計画を作成又は変更する場合には、計画と併せてチェックリストの提出を求め、必要な助言・勧告を行う。 ・施設管理者等に対し、避難訓練を原則として年一回以上実施させ、訓練実施後は概ね1ヶ月を目安に、訓練結果を報告させる
② 平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項		
想定最大規模の雨水出水に係る浸水想定区域図等の作成と周知	公共下水道等の浸水想定区域図の作成を行う 新規	
水害ハザードマップの作成（更新）、周知、活用	【洪水浸水想定区域図による水害ハザードマップの作成（更新）と周知】 ・想定最大規模の降雨による浸水想定区域図が作成された場合、その区域にある市町村において速やかに当該浸水想定に基づく水害ハザードマップの作成・周知 ・協議会の場等を活用して、国が作成する、水害ハザードマップの作成、周知及び訓練等への活用に関する優良事例を収集した「水害ハザードマップ作成の手引き」の周知 ・水害ハザードマップの作成、改定後は、国において速やかに国土交通省ハザードマップポータルサイトへ登録し、住民等へ広く周知 ・市町村は浸水実績をハザードマップへの反映を検討する ・市町村において、水害ハザードマップを訓練等への活用について検討した上で実施 ・今後もHM作成に必要な情報を市町村と情報の共有を行っていく 【土砂災害ハザードマップの作成と周知】 ・土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域が指定された場合、その区域にある市町において速やかに土砂災害ハザードマップの作成・周知 ・土砂災害ハザードマップの作成、改定後は、国において速やかに国土交通省ハザードマップポータルサイトへ登録し、住民等へ広く周知 ・市町は土砂災害実績をハザードマップに反映させる ・市町において、土砂災害ハザードマップを訓練等への活用について検討した上で実施 新規	
浸水実績等の周知	協議会の場等で浸水実績等に関する情報を共有し、市町村において速やかに住民等に周知。過去の災害情報をHMなどで周知していく	
災害リスクの現地表示	災害リスク低減に寄与する情報（避難所の案内看板・まるとまちごとハザードマップなど）の現地表示を行う 新規	
防災教育の推進	・教育委員会等と連携・協力して、国と教育関係者が連携して作成した指導計画の共有と学校における防災教育が充実される取組みの強化 ・引き続き、市町村の小学校で出前講座などによる防災教育の推進	
システムを活用した情報共有	土砂災害の防災情報ページの更新に合わせ、各市町村の土砂災害に有効な取り組み事例など様々な情報を共有できるページを作成を働きかけていく	
地区単位土砂災害ハザードマップの作成促進	達成できていない団体へ支援を行うとともに、警戒区域が更新された場合、関係市町村と連絡を取り更新をしていく。	
（2）的確な水防活動のための取組		
① 水防体制の強化に関する事項		
水防に関する広報の充実（水防団確保に係る取組）	協議会の場等を活用して、水防団員（消防団員）の募集、自主防災組織、企業等の参加を促すための具体的な広報の進め方について検討する	

次期5年間（R4～R8）で実施する具体的な取り組み（案）

【資料4】

具体的な取組の柱		主な取組内容
事 項		
具体的な取組		
水防訓練の充実		大和川地域防災総合演習、市町村による水防演習について、コロナ禍の影響で大人数での訓練の制限があったが、今後コロナ禍が収まりを見極め、風水害訓練等を実施、職員の習熟を図っていく。
水防関係者間での連携、協力に関する検討		・大規模氾濫を想定した多機関連携型タイムラインを活用した訓練などを通し、水防団間（消防団）の連携を図る ・先行している市町の事例を紹介することで、他市町村への浸透を図る
②市町村庁舎や災害拠点病院等の自衛水防の推進に関する事項		
市町村庁舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報伝達の充実		・市町村への指定河川の洪水情報、土砂災害警戒情報等の連絡を実施 ・浸水想定区域や土砂災害計画区域内の災害拠点病院等の関係者への連絡体制の検討 ・先行している市町の事例を紹介することで、他市町村への浸透を図る
市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実（耐水化、非常用発電機等の整備）		・庁舎や病院など改築に合わせて実施するなど順次拡大していく
（3）氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組		
氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組		
排水施設、排水資機材の運用方法の改善及び排水施設の整備等		・協議会において、想定最大規模の浸水継続時間の検討と共有を実施 ・排水計画作成が必要となる地域の検討と作成 ・排水計画の実施
浸水被害軽減地区の指定		・想定最大規模の浸水想定図のデータを市町村に提供 ・浸水被害の発生する箇所については地形データを提供 ・浸水被害軽減地区の指定を検討、実施 ・他事例の情報収集、共有
流域全体での取組み		・既存ストック（調整池等）を活用した治水対策を推進する ・ため池の治水活用の推進 ・利水ダム等における事前放流の更なる推進【新規項目】 ○狭山池ダム ・令和3年度から、3日前から1日前までに計画降雨相当の降雨が見込まれる場合にも、事前放流を実施することになった。 ・現在の操作を継続して実施し、必要に応じて改善していく。 ○滝畑ダム ・計画降雨相当の降雨に対する事前放流について検討を実施し、事前放流操作の実施を目指す。
		新規
		雨水貯留浸透施設の整備等
		新規
		下水道等の排水施設の整備
		新規
土地利用誘導		立地適正化計画における居住誘導区域の設定・見直し及び防災指針の策定を検討する
		新規

次期 5 年間（R4～R8）で実施する具体的な取り組み（案）

【資料4】

具体的な取組の柱		主な取組内容
事 項		
具体的な取組		
(4) 河川管理施設の整備等に関する事項		
河川管理施設の整備等に関する事項		
堤防等河川管理施設の整備・維持管理（洪水氾濫を未然に防ぐ対策）	・河川整備計画(今後30年)、中期計画(当面10年)に基づき、順次河川整備を推進する ・土砂災害発生の危険度及び災害発生時の影響度により対策箇所の重点化を図り整備を進める ・河川特性マップの周知及び共有 ・河川特性マップをふまえた河川施設の維持管理(施設の老朽化・堆積土砂・草木対策等)の実施内容について協議会で共有 ・河川砂防・下水施設等の整備については、「西除川ブロック」「石川ブロック」流域治水管理図に基づき推進する	
決壊までの時間を少しでも引き延ばす堤防構造の工夫（危機管理型ハード対策）	・現行整備内容（余裕高部、パラベット、天端部の補強等）の協議会での共有 ・危機管理型ハード整備の整備区間及び、整備の可否について検討 ・河川砂防・下水施設等の整備については、「西除川ブロック」「石川ブロック」流域治水管理図に基づき推進する	
樋門・樋管等の施設の確実な運用体制の確保	・洪水浸水リスクの高い地域において、水門等の自動化・遠隔操作可を優先的に整備する対象施設を抽出する。 ・下水道管理者が管理する樋門等の操作規則策定を推進 新規	
施設管理の高度化の検討	【施設管理におけるドローンの活用】 ・今後の国からの情報提供を踏まえ、活用方法を検討する ・今後も市町村と連携することで連携を強化していく	
(5) 減災・防災に関する国の支援		
減災・防災に関する国の支援		
水防災社会再構築に係る地方公共団体への財政的支援	新たな補助金制度など創設されれば周知を行っていく	
適切な土地利用の促進	・リスク表示図の公表を実施 ・関係機関（市町村開発窓口へのリスク表示図備え付け、不動産関係事業者、農業委員会でのリスク周知など）への水害リスクの周知 ・開発申請者などへのリスクの周知 ・新たなHMを作成するときなど適時最新の情報を周知していく	
補助制度の活用	・土砂災害特別警戒区域内の既存家屋の移転・補強に要する費用の一部に対し、補助金（住宅・建築物安全ストック形成事業など）の適用を可能とするため、市町村は要綱の作成を行い、積極的な補助制度の活用を推進する。また、新たな補助制度など創設されれば周知を行っていく	